

北海道告示第671号

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（平成17年北海道条例第10号）第16条第3項の規定により、知事が定める事項及び知事が定める場合を次のとおり定め、平成18年1月1日から施行する。

平成17年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 知事が定める事項

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則（平成17年北海道規則第87号）第3条第2項第3号、第4号、第5号（資金の収支の計画に係る部分を除く。）、第6号、第8号及び第9号に掲げる事項とする。

2 知事が定める場合

直近において受けた許可に係る栽培が終了した日と当該受けようとする許可に係る栽培を開始しようとする日との間が1年未満であって、かつ、当該期間内に当該遺伝子組換え作物以外の作物を栽培していない場合とする。